

公益社団法人日本口腔インプラント学会 委員会設置規程

平成22年11月11日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）における委員会の設置に関する必要事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 本会に、本会定款施行細則第22条の規定に基づき、理事会の議を経て委員会を設置する。現在設置されている委員会は別紙「委員会一覧」に掲げるとおりとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の定数は、原則として8名以内とし、委員会が特に必要と判断した場合にはこれに加えて若干名の委員を置くことができる。

2 委員会は、委員長を補佐し、担当委員会の事業を処理するため必要と判断した場合には、委員の他にその他必要に応じた人数の幹事を置くことができる。ただし、幹事は、各委員会の規程に定める議事成立要件に必要な人数には含めないものとする。

3 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4 副委員長、委員及び幹事は委員長が理事会の意見を聴いたうえで選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

5 委員会は、理事長の諮問を受け、特定の事項を審議し理事長に答申するものとする。

(分科会又は部会等の設置)

第4条 委員会は、委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、専門委員会、小委員会、分科会等名称の如何を問わず部会（以下「分科会等」という。）を置くことができる。

2 分科会の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。

(補則)

第5条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、第2条の規定に基づき設置される委員会の運営に必要な事項は、総務委員会規程第7条第2号に基づき総務委員会の発議により別に定めることとし、理事会がこれを承認する。

附 則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成24年7月22日に一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、平成26年7月19日に一部改正し、同日から施行する。
4. この規程は、平成27年5月31日に一部改正し、同日から施行する。
5. この規程は、平成30年5月26日に一部改正し、同年6月11日から施行する。
6. この規程の施行に伴って、平成27年3月15日に制定した公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理審査委員会規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会医学倫理審査委員会規程に名称を変更するとともに、同規程に規定されている委員会の名称も医学倫理審査委員会とする。
7. この規程は、令和3年10月24日に一部改正し、同日から施行する。
8. この規程は、令和3年12月12日に一部改正し、同日から施行する。
9. この規程は、令和5年2月4日に一部改正し、同日から施行する。

参 考

旧社団法人内規 平成17年8月15日制定及び施行

平成19年6月17日一部改正、平成19年4月1日施行

別紙 委員会一覧

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 医療・社会保険委員会
- (4) 財務委員会
- (5) 編集委員会
- (6) 用語委員会
- (7) 学術委員会
- (8) 国際委員会
- (9) 研究推進委員会
- (10) 教育・研修委員会
- (11) 認定委員会
- (12) 試験委員会
- (13) 専門歯科衛生士委員会
- (14) 専門歯科技工士委員会
- (15) 倫理・利益相反委員会
- (16) 医学倫理審査委員会
- (17) 医療安全管理委員会
- (18) 倫理・懲戒調査委員会
- (19) 中央選挙管理委員会
- (20) 専門医制度推進委員会
- (21) ハラスメント防止委員会